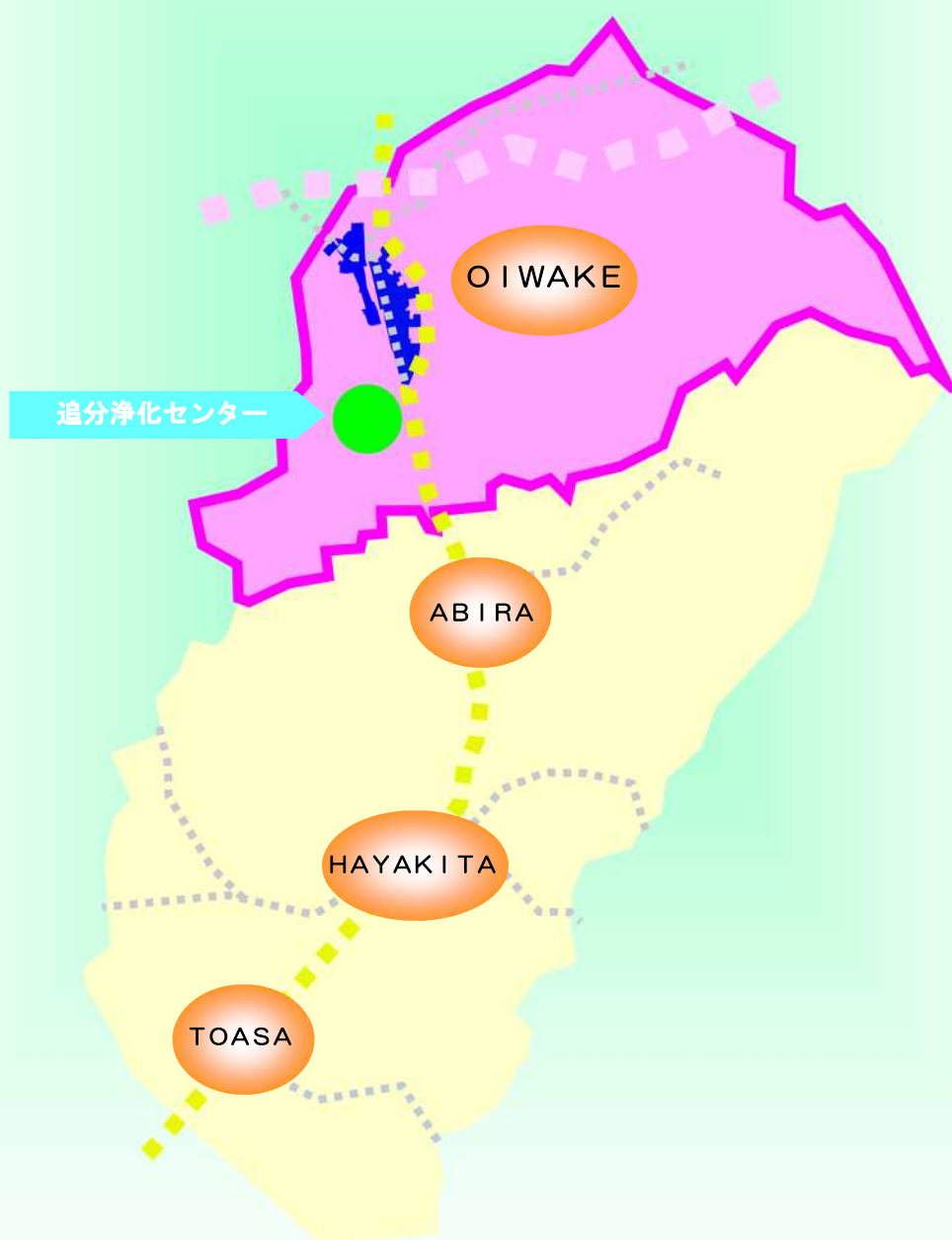


下水道のしおり

《安平町追分処理区》



安平町の下水道

安平町は平成18年3月27日、旧追分町と旧早来町が合併して誕生しました。

安平町の下水道事業は旧町の事業を引き継ぎ、それぞれ『追分処理区』、『早来処理区』として事業を行っています。



下水道マスコットキャラクター
『スイスイ』

追分処理区の概要

追分処理区では追分市街地域を対象とした下水道事業を行っています。

平成8年度に事業がスタートし、平成14年3月から供用を開始しています。下水道管渠網の整備拡大による供用区域の拡大とともに、年々増加する汚水量に対応するため平成19年度より汚水の浄化作業を行っている『追分浄化センター』の増築に着手し、平成21年度より供用開始をおこない計画的・永続的な運営のための基盤整備を進めています。

事業概要

事業着手:平成8年度

供用開始:平成14年3月1日

排除方式:分流式

計画処理人口:3,650人

処理能力:900m³(全体計画:1,600 m³/日)

理方法:オキシデーションディッチ方式



追分浄化センター

目次

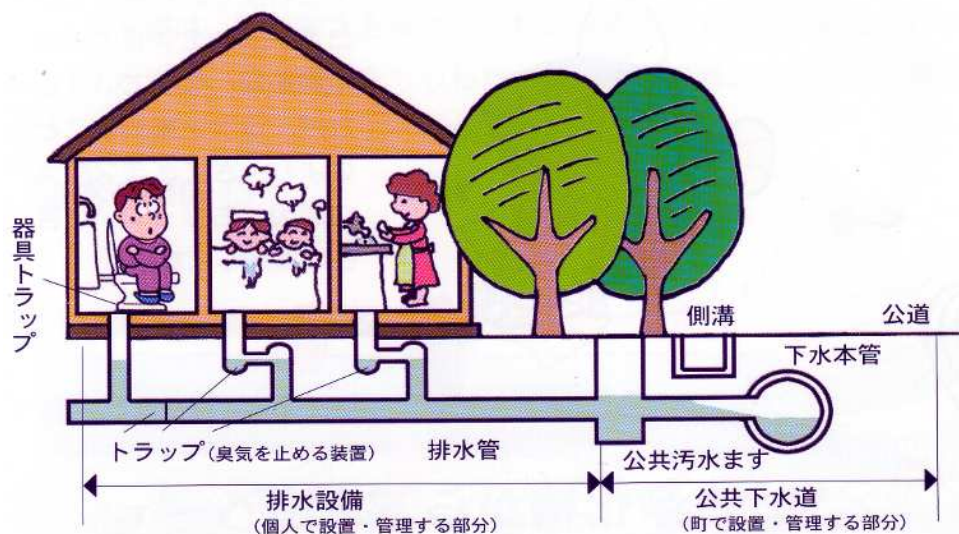
- 1. 排水設備と水洗化工事** **2** ページ
水洗トイレの改造についてのお話し
- 2. 工事資金助成制度** **5** ページ
改造するときの補助金・貸付金制度のお話し
- 3. 受益者分担金制度** **6** ページ
下水道が使えるようになると分担金の納付義務が発生します
- 4. 下水道使用料** **10** ページ
下水道を使うための料金のお話し

1 排水設備と水洗化工事

排水設備とは？

排水設備とは、家庭の台所・お風呂・洗面所・水洗トイレなどから排出される汚水を、下水道管に流すための施設です。

排水設備は、個人の費用で設置・維持管理をしていただくもので、個人の財産となります。排水設備を設け、公共ますと接続することで、下水道の利用ができるようになります。

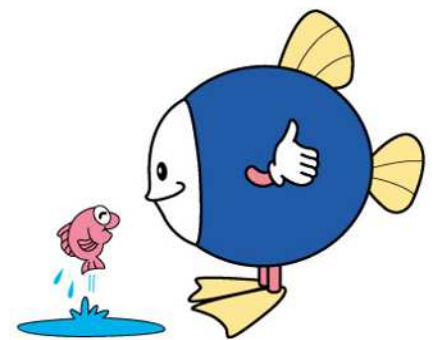


処理区域内に家を新築・増改築する場合は、排水設備を設け、水洗トイレにしなければ建設が認められません。

工事はいつまでに？

町が処理区域として告示した日から、

- くみ取便所の改造は **3年以内** に
- し尿浄化槽の改造、その他の排水設備（台所・お風呂等）は 遅滞無く工事を完了することが義務付けられています。



工事の申込みは指定工事店へ

水洗トイレ・排水設備の工事は、適正な工事の施工を確保するため、『排水設備指定工事店』として町の指定を受けた事業者でなければ、施工することができません。

排水設備指定工事店には、排水設備工事に必要な知識と技能を有する責任技術者を、営業所に1名以上専属しています。

責任技術者は（社）日本下水道協会北海道支部が実施する認定試験に合格し、町が責任技術者として認めた者です。

排水設備工事のながれ

①「指定工事店」に工事の申込みをします。



指定工事店に現地調査・設計・見積を依頼します。便器の種類や、施工方法・費用・支払条件等を十分に打合せ、納得してから工事の契約を交わします。

②「指定工事店」は工事の確認申請書を町に提出します。



書類の作成、提出は指定業者が代行します。改造補助金や貸付金の申請も同時に行います。

③町で、確認申請書が基準に適合しているかを審査し工事許可をします。



審査に合格し、確認を受けた後でなければ、工事に着手できません。審査、完了検査手数料3,000円がかかります。

工事

⑥申請者は使用開始届を町に提出し、使用できるようになります。



使用開始とともに下水道使用料を納めることになります。

⑤町は完了検査を実施します。検査に合格すると検査済証を交付します。



完了検査は申請・基準どおりに工事が行われたかを調べるものです。このとき工事の手直しを指導する場合があります。

④工事に着手します。完了後、工事完成届を町に提出します。



工事の申請があっても、受益者分担金(6ページ参照)に未納がある場合は、工事を許可できません。この場合、工事申請の日までに期限の過ぎている受益者分担金を納付することが、工事許可の条件となります。

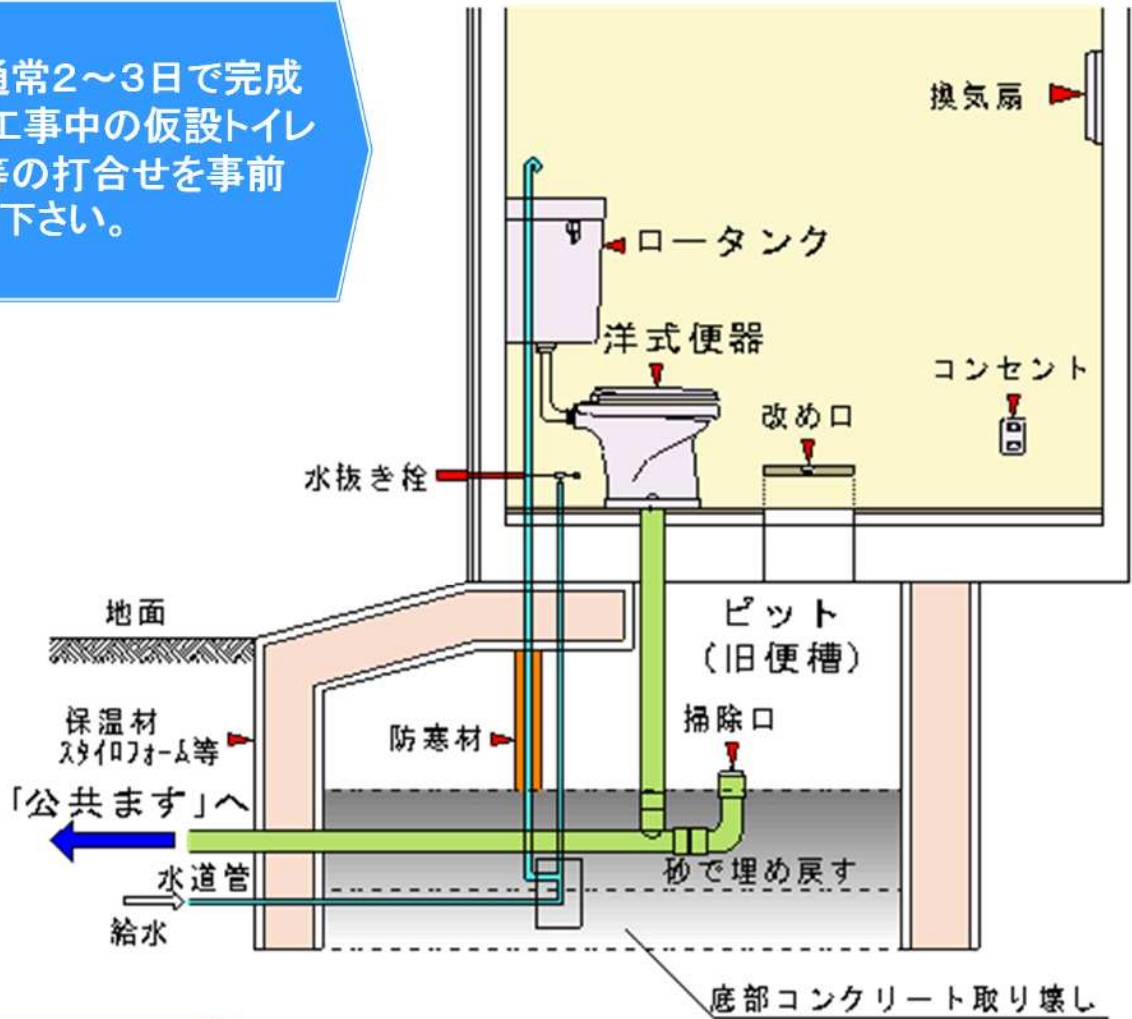
工事の概要

■水洗化工事の手順

- 便槽から公共ますまでの排水管を布設します。
- 便槽内のし尿をくみ取り、消毒して便槽の一部を取り壊します。同時に床の改造と水洗用便器の取り付け、給排水管の接続を行います。

工事は通常2～3日程度です。この間の仮設トイレの設置や、くみ取りの時期については、施工する指定店と事前に打ち合わせてください。

工事は通常2～3日で完成します。工事中の仮設トイレの設置等の打合せを事前に行ってください。



工事費のめやす

水洗トイレへの改造と排水設備工事の標準的工事費は、

およそ**65万円**です。

標準的工事費の試算条件

- 排水設備工事 約22万円
 - ・雑排水の屋外排水管 約2.5m
- 水洗化工事 約43万円
 - ・衛生設備 (便器、便座：1基)
 - ・給水装置 (給水管、水抜き栓)
 - ・電気設備 (コンセント取付け)
 - ・室内改造 (床、壁等の改造)
 - ・便槽処理 (便槽処理及び復旧)

※家によって構造、立地条件はさまざまですので、金額は変わります。

くみ取便所から水洗トイレへの改造と、台所・お風呂等の排水設備の工事を行う場合の目安です。

2 工事資金助成制度について

水洗化促進のため、工事の補助制度と資金貸付制度を設けています。

法により、排水設備工事を完了する期限が義務付けられているため（2ページ参照）、町では工事資金を助成するための補助制度と貸付制度を設けています。

水洗便所等改造補助制度

自己資金で改造を行った個人の方に補助金を交付する制度で、時期や内容により下記のように補助金が交付されます（法人、団体等の事務所等は対象になりません）。

改造の時期と内容	補助金の額
供用開始の告示後、 1年以内 に 水洗トイレ(便所1基)の改造と、排水設備工事を同時に行った場合	5万円
供用開始の告示後、 1年を超え2年以内 に 水洗トイレ(便所1基)の改造と、排水設備工事を同時に行った場合	3万円
供用開始の告示後、 2年を超え3年以内 に 水洗トイレ(便所1基)の改造と、排水設備工事を同時に行った場合	1万円
供用開始の告示後、 1年以内 に 既設の 浄化槽を廃止 し新たに排水設備を設置した方	1万5千円

※₁「供用開始の告示」とは、水洗化が可能となったことを町が告示することです。

※₂「便所1基」とは、大小兼用便器1個又は、大便器1個と小便器1個のことです。

水洗便所等改造資金貸付制度

既設の便所・台所・風呂を改造される方に資金をお貸しする制度です。改造の種別によって貸付金額が異なります。

改造の種別	貸付金額	返済期間
供用開始の告示後、 便所・台所・風呂を同時に改造する場合	60万円以内	60箇月以内
供用開始の告示後、 便所のみを改造する場合	40万円以内	40箇月以内
供用開始の告示後、 台所・風呂のみを改造する場合	20万円以内	20箇月以内
供用開始の告示後、 既設の浄化槽を廃止し新たに排水設備を設置した方	15万円以内	15箇月以内

- 供用開始の告示後、**3年以内**に改造を行う場合は、**無利子**でご利用できます（町が負担します）。
- 取扱金融機関：北海道銀行（早来・追分支店）、JAとまこまい（早来・追分支所）、郵便局（早来・追分支店）
- 改造工事の契約時に、申し込みの手続きが必要です。※ 貸付は審査を必要とし金融機関が認めた方としています。

貸付条件

- 町税、受益者分担金などを滞納していないこと。
- 自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であること。
- 貸付を受けた資金の返済について、十分な支払能力を有すること。
- 金融機関が指定する保証会社との契約が必要です（手数料がかかります）。
- 官公庁・団体・法人（住宅の用に供する家屋を除く）の所有する家屋は対象となりません。



3 受益者分担金制度について

じゅえきしゃ ぶんたんきん

受益者分担金とは？

下水道の整備によって、その地域は便所が水洗化できるようになり、その他の汚水も衛生的に排出することが可能となります。下水道が未整備な地域と比べると、土地の利便性や快適性が向上します。

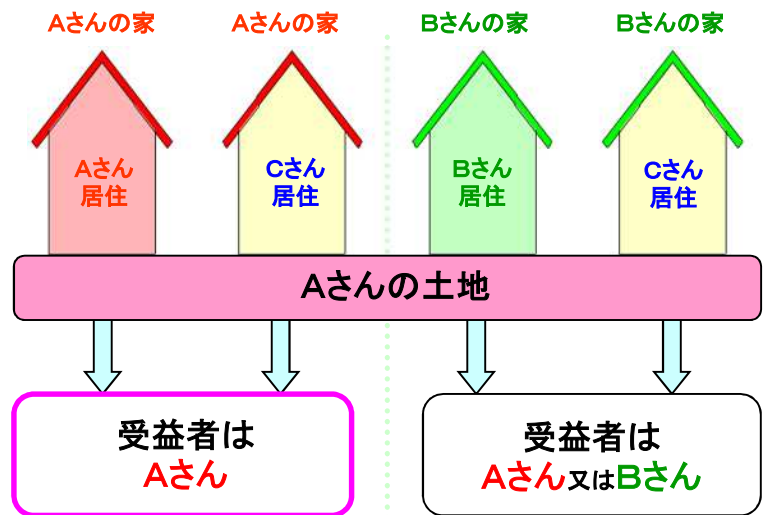
しかし、この便益を受けることができるのは、下水道が整備された地域の方に限られます。下水道の建設費を税金だけでまかなうとすれば、下水道のない地域の方との間に著しい不公平を招くことになります。

そこで、下水道を整備することで便益を受ける方々に、下水道建設費の一部を負担していただく制度が、受益者分担金制度です。

納めていただく方

原則として、土地の所有者が納めることとなります（納める方を「受益者」といいます）。

ただし、借地で家屋の所有者が別にいる場合等は、土地所有者又は、家屋の所有者のどちらかが受益者となります。受益者申告の手続きの際に、当事者間でどちらが受益者となるかを決めていただく必要があります。



分担金の額

受益者分担金は、土地の面積に応じて供用開始直後に1度限り賦課するものです。その金額は「1㎡当たり400円」で計算します。

受益者分担金の納付は、供用開始となった年から始まります。

手続き【受益者申告】

供用開始となった年の5月頃に、手続きに必要な書類を該当する方に郵送でご案内します。受益者となる方の確認と、土地の面積等を確認し分担金を決定するために必要な手続きです。

～受益者分担金の軽減措置として減免・徴収猶予制度が設けられています～

※供用開始の日は、町が発注する下水道工事が完成した年度末(3月31日)となります。

【例】平成28年度中に町の下水道工事が完成した地域 ⇒ 平成29年3月31日が供用開始の日となります。

納付方法

受益者分担金の納め方には、“期別納付”と“年額前納”、“全額前納”があります。納付については、年度ごとに納入通知書をお送りしますので、役場又は金融機関窓口で納めていただきます。なお、年額前納又は全額前納で、納入期日までに納められた方には、分担金の額に応じた報奨金を町からお支払いする、『前納報奨金』制度があります。



納付方法別の分割回数

- 期別納付 5年分割・年4回とし、通算20回で納める
- 年額前納 5年分割・年1回とし、通算5回で納める
- 全額前納 分担金全額を1回で納める

●期別納付は、毎年7、9、11、2月が納付月となります。

●年額、全額前納は7月が納付月です。【各月の月末が納付期日です】

減免・徴収猶予制度

土地や建物の状況などにより、一定の条件に当てはまる場合は軽減措置を受けることができます。これが減免・徴収猶予制度です。

手続きは、受益者申告の時又は、事由が発生した日から15日以内の申請が必要となります。期日を過ぎると制度の適用を受けることができません。

●減免制度

対象となる受益者

- 生活扶助を受けている受益者
- 公共の用に供されている土地の受益者
- その他、これらに順ずると認められる受益者

○徴収猶予制度

急傾斜地・崖地がある土地や、土地面積が495.86㎡(150坪)以上ある土地の受益者が対象となります。その他、災害・盗難などの事情による猶予もあります。



減免・猶予は取消しとなる場合があります。

- 後年に、減免の条件に当てはまらなくなった場合は減免が取り消されます。
- 徴収猶予されている土地の利用状況等が変わったり、家屋を新たに建築又は、土地の一部を売却したり等で、猶予の条件に当てはまらなくなった場合は、猶予が取り消しとなる場合があります。

減免・猶予が取消しとなった場合は、その時点で減免・猶予されていた残りの分担金を納めていただくことになります。

計算例

★土地面積300㎡（約90坪）を所有している場合を例にして、受益者分担金の計算をしてみましょう。

①受益者分担金の総額は？

$300\text{㎡} \times 400\text{円} = 120,000\text{円}$ です。



■土地の面積が1,000㎡で、家屋の面積の合計が495.86㎡未満の場合、徴収猶予が適用されると、
分担金の総額は $495.86\text{㎡} \times 400\text{円} = 198,344\text{円}$ です。
※この場合、495.86㎡を超えた面積の504.14㎡が猶予の対象となり、
徴収猶予の額は、 $504.14\text{㎡} \times 400\text{円} = 201,656\text{円}$ となります。

■土地の面積が495.86㎡（150坪）以上の場合で、家屋の面積の合計が495.86㎡以上あるときは、家屋の面積の合計が分担金の対象面積となります。

②期別納付の場合の、1期当たりの納付額は？

$120,000\text{円} \div 20\text{回} = 6,000\text{円}$ です。

- 年4回のお支払いですので、1年間では $6,000\text{円} \times 4\text{期} = 24,000\text{円}$ となります。
- 20回で割った時に、100円未満の端数がある場合は、初年度の第1期で整理します。

③年額前納で納付した場合、報奨金はいくら貰える？

受益者分担金の年額は $120,000\text{円} \div 5\text{年} = 24,000\text{円}$ （毎年7月末が納入期限）

前納報奨金は $24,000\text{円} \times 2\% = 480\text{円} \Rightarrow 400\text{円}/\text{年}$ です。

- 前納報奨金は、100円未満切捨てで計算されます。
- 5年間、毎年期日まで納められると、合計で $400\text{円} \times 5\text{年} = 2,000\text{円}$ をお受取りいただけます。

④全額前納で納付した場合、報奨金はいくら貰える？

全額前納の場合の前納報奨金は、各年度に納めるべき金額に2～16%をかけて計算します。

前納報奨金の総額は、 $10,000\text{円}$ です。

- 前納報奨金は、100円未満切捨てで計算されます。
- 計算方法は下表を参考にしてください。

年度	年度ごとに納めるべき 受益者分担金の額	報奨金の 率	報奨金額
初年度	24,000円	2%	$24,000\text{円} \times 2\% = 480\text{円}$
2年目	24,000円	4%	$24,000\text{円} \times 4\% = 960\text{円}$
3年目	24,000円	8%	$24,000\text{円} \times 8\% = 1,920\text{円}$
4年目	24,000円	12%	$24,000\text{円} \times 12\% = 2,880\text{円}$
5年目	24,000円	16%	$24,000\text{円} \times 16\% = 3,840\text{円}$
合計	120,000円	約8%	10,080円

受益者変更の手続き



以下の事例に該当する場合はまずはおご連絡を！

変更手続きをしないと受益者の変更ができません！

- 受益者分担金の納付期間中に**土地を売却**した場合
- **受益者の死去**により、相続等を行う場合
- 減免・徴収猶予を受けている**土地を売却**した場合



受益者の変更手続きをしないと、受益者分担金の納付者を変更することができません。変更手続きをする以前に納付期限が過ぎてしまった分担金は、旧受益者が納付義務を負うこととなりますのでご注意ください。土地を売却や、新たに家を建てる予定がある方は、一度ご相談下さい。

土地売買のトラブル防止のために・・・

土地の売買において、受益者分担金の納付状況でトラブルとなることを防ぐために、売買の前に土地に賦課されている分担金の納付状況を確認しましょう。

1. 『受益者分担金決定通知書』を確認しましょう

これは、分担金の対象となる土地の一覧と、金額を記載したものです。受益者申告によって決定した内容を伝えるものですので大切に保管してください。紛失した場合は、再発行いたしますのでご連絡下さい。

2. 納付書は大切に保管してください

納付書は分担金の納付金額を証明するものです。土地を所有している間は大切に保管してください。

3. 減免・徴収猶予されている土地はご注意を！

～あくまでも分担金の納付を一部保留する制度です～

減免・徴収猶予は売却の内容によって取り消しとなる場合があります。取り消しになると、その時点で減免・猶予されていた分担金の納付が発生することになります。

減免・徴収猶予の内容を証明する書類を、受益者分担金決定通知書と一緒に送付いたしますのでご確認ください。

4 下水道使用料について

排水設備工事を行い、下水道の使用を始めると流した汚水の量に応じて「下水道使用料」を納めていただくことになります。

みなさんに納めていただいた使用料は、家庭や工場から排出された汚水を、きれいな水に浄化するための施設（追分浄化センター）の運転・維持管理や、各家庭と浄化センターを結ぶ下水道管の維持管理の費用に充てられます。このように下水道使用料は、わたしたちの飲料水の水源である安平川の水質、環境を保全するための費用でもあります。

汚水量の決め方

水道水を使用している場合

水道水の使用水量を汚水量とします。

井戸水等を使用している場合

揚水メーターが付いている場合は、メーターの揚水量を汚水量として認定します。メーターがない場合は、使用状況を考慮した認定汚水排出量を町が定めます。

下水道使用料金

下水道使用料は、排出された汚水量に応じて金額が決まります。使用料は毎月請求で、水道水を使われている方は、水道使用料と合わせて請求いたします。

●基本料金	・・・1ヶ月当たり6m ³ まで	1,188.0円
●超過料金	・・・1m ³ につき	198.0円

計算例

一般家庭（メーター13mm）で、1ヶ月15m³の水を使うと、

- 下水道使用料 基本（6m³）1,188円＋超過（9m³）×198.0円＝2,970.0円 ⇒2,970円(10円未満切捨)
 - 水道料 基本（6m³）1,518.0円＋超過（9m³）×220.0円＝3,498.0円 ⇒3,490円(10円未満切捨)
- 計 6,460円

納め方

水道料金と下水道使用料を合算した納入通知書を送付しますので、役場出納窓口又は、取扱い金融機関の窓口で納めてください。口座振替も行っていますのでご利用下さい。

■ 口座振替の取扱金融機関

- ・北海道銀行 本支店
- ・JAとまこまい広域農業協同組合 本支所
- ・郵便局

手続きは、各金融機関の窓口で行ってください。



下水道は正しく使いましょう

下水道は汚水を流し、処理するためのものです。何でも流していいというわけではありません。下水道の施設は大部分が地下に埋められていて、詰まりや破損したときの修理が大変です。詰まると汚水の流れを妨げ、トイレや台所の排水から汚水があふれ、水浸しになることがあります。

水洗トイレでは・・・

トイレットペーパー以外の紙やおむつ・生理用品・布・ゴミなどを流さないで下さい。



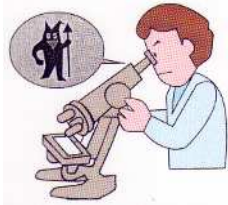
台所では・・・

野菜くずや食べ残したもの、廃油、サラダ油などを流さないで下さい。



有害物質は流さない

水銀や農薬・殺虫剤・不凍液など、有害な物質は流さないで下さい。



浄化センターでは微生物の働きを利用して、絶え間なく流れてくる汚水をきれいにしています。有害物質が汚水に混ざると、微生物の活動が低下して浄化作業ができなくなってしまいます。

洗剤は天然のものを



危険物は流さないで！

ガソリンや石油類・シンナー・アルコールなどの危険物は流さないで下さい。これらの揮発性の高い物質は、浄化センター内の爆発や火災を招く恐れがあります。

詰まった時は・・・

ご自身で解消できない場合は、指定店にご相談下さい。



下水道に関するお問合せ先

水道課 ☎0145-22-2730 (直通)

〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地
安平町役場 早来庁舎内